

2023.10.25
第90号

家庭問題情報誌 ふあみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

令和家族考 90《事実に接近する作法》1－3頁

アラカルト 90《シンガポールで広く読まれる『離婚した両親への手紙』— 争い続ける父母が子どもの心の声を聞くために —》4－5頁
海外トピックス 90《米国における離婚 ODR の発展 — 当事者の負担を軽減するためのウェブサービスの実例と日本への示唆 —》6－7頁

◆令和家族考 90

事実に接近する作法

国際医療福祉大学教授 橋本和明（公認心理師・臨床心理士）

児童虐待を受けた子どもや、両親の紛争の渦中にある子どもの抱く考えや気持ちといった「事実」は、ケースを正しく理解し、動かす上でとても重要です。現在、司法や児童福祉の現場だけではなく、様々な場において、子どもの心を知ることの重要性が権利保障の側面とともに強調されています。しかし、子どもの心は単純ではなく、発した言葉のみをもって安易に事実ととらえたりすると、その本心を見誤ることになってしまいます。

国際医療福祉大学教授橋本和明さんは元家庭裁判所調査官で、現在、「こども家庭庁」の「こども家庭審議会児童虐待防止対策部会委員」もされています。子どもの心に謙虚に耳を傾け寄り添うことの大切さについて、ご経験を基に論じていただきました。

1 わからないということを目の前にしたとき

現代は科学の時代で、AIの開発をはじめ、さまざまな事象を科学的に解明できるようになりました。そのため、この世にはわからないことなどないと錯覚してしまいます。しかし、この世はわからないことだらけです。身近なことで言えば、一緒に日々生活をしているわが子のことですら果たして親としてわかっているかは疑問です。この子は一体何を考えているんだろうと頭をひねることすら少なくありません。あるいはそれ以上に、この私のことを自分がどれほどわかっているかと考えると、意外とそれがわかっていないことに気づかされます。自分の認知が大きくずれていたり、ありのままの自分の心がどこに隠れているのかと見

失ったりすることもあります。

目の前にわからないことがあると、私たちはモヤモヤしたものを感じて、それを躍起になってわかろうと動くものです。それがうまくいかないと、その人は欲求不満や葛藤を大きく募らせ、時には強引に自分勝手な解釈を当てはめてわかった気にさせたりします。それでもわからない状態が続くと、そのことを思考することからも撤退し、わかろうとすることから逃げ出してしまうかもしれません。

私がなぜこんな話を持ち出したかということ、臨床の現場では、このわからなさ直面することが非常に多く、その時にわからなさにとどのように向き合っていけ

この冊子は、宝くじ[®]の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



ばいいのかに悩まされることがよくあるからです。例えば、激しい離婚紛争をしている両親の間の子どもの想像してみてください。その子どもは仮に両親が離婚になった場合、自分は父親の方で生活するのか、母親の方で生活するのか、まったく先が見えません。しかも、今の家から転居するとなったら、学校も転校せざるを得なくなり、仲のよい友達とも離ればなれになってしまいます。子どもなりに、あれやこれやと思考を巡らすので、離婚となった場合にお父さんと過ごしたいのか、お母さんの方に行きたいのかということは容易には結論が出しにくいはずで、それを無理矢理に第三者が尋ねたとしても、果たして子どもは本心を口にするでしょうか。

2 子どもの声を聴くことの難しさ

これは私が若い頃、家庭裁判所調査官をしていた時の経験です。

別居している父親が面会交流を希望している事件でした。私は裁判官から、幼稚園年長の男児が父親に会いたがっているかどうかを調査してくるよう命じられたので、彼の住んでいる自宅を訪問しました。見ず知らずの私に男児は本心を言わないだろうと思い、しばらくその男児とお絵かきなどして遊び、本題である面会交流の意向を尋ねるチャンスをうかがっていました。しかし、隣の部屋に母親もいるので、私がここでその話を持ち出しても彼は母親に気遣いを見せ、果たして本心を言うだろうか疑問でもありました。そこで、遊び場所を移して聞くのがよいだろうと思い、母親の了解を得て、団地の下にある小さな公園に男児と行くことにしました。そこなら母親にも気兼ねなく本心を言えるのではないかと考えたからです。

私と彼は公園の砂場でトンネルを掘ったりして、そこでもすごく楽しく遊びました。しかし、結局私は彼に「お父さんに会いたい？」と聞くことができませんでした。せっかく自宅まで来て、男児とも仲良く遊べ、それなりの信頼関係も築けたのに、肝心の問かけができない自分にすごく不甲斐なさを覚えました。今から思えば、私の心のどこかに男児の大切な気持ちにそう易々と触れられないという部分もあったのかもしれません。

そんなことを考えながら、男児とのトンネル作りに興じていたのですが、彼はその公園の近くを通る顔見知りのおばさんに大きな声で「コンニチワ！」と挨拶

をするのです。しかも1回だけでなく、そこを通る何人ものおばさんに同じように大きな声で言うのです。私は「なんと礼儀正しいのだろう」と驚きました。小一時間も遊んだ後、母親が待つ家に彼と二人で戻ってきました。結局、私は何も聞き取れずに一生懸命遊んだだけで調査の収穫はありませんでした。内心、これでは裁判所に戻っても、報告書が書けないだろうと半ば諦めの気持ちすら抱いていました。母親には砂場でトンネルを一緒に掘ったことを話し、同時に、そこを通るおばさん達に彼は大きな声で挨拶をしていたことを告げました。すると、それを聞いた母親は怪訝そうな表情で、「いつもは挨拶などしないのですけど」と言うのです。私はその言葉に一瞬ハッとしました。いつもは挨拶をしない彼がなぜあんな大きな声を張り上げて挨拶していたのだろうか。もしかしたら、彼は私と楽しく遊んでいたことを通りがかったおばさん達に見せつけたかったのではないだろうか直感ながら思いました。彼には普段は父親がおらず、大人の男性と一緒に遊ぶこともなかったのでしょう。父親と年齢が近かった男性と遊ぶことが珍しいことで、しかも楽しかったので余計にそれを自慢したかったのではないだろうか私には感じ取れたのです。彼は言葉では一言もそんなことは発していませんでしたが、「僕にはこうやってお砂場遊びをするお父さんがいるよ」とでもおばさん達に言いたかったのではないかと…。

私は裁判所に戻り、父親と面会交流を望むかどうかの男児の言葉はひとつも報告書に書けませんでした。彼との遊びの様子や砂場で大声で挨拶をしたことを目に浮かぶぐらいに詳細に書きました。そして、彼は父親と会うことを内心は求めており、面会交流を積極的に進めて行くのが望ましいとの意見を書きました。裁判官にも私の意見を理解してもらえ、その後、試行的面会交流が始まり、結果的には調停が成立し、父子の絆も強くなっていきました。

3 事実に接近する作法

子どもの場合、自分の考えや意見を言葉で明確に伝えられず、この男児のように行動やしぐさで表したりするものです。こちらが言葉だけに注意を向けていては本心を見落としてしまうことにもなりかねません。もっと言うならば、これまで受けてきた心の傷が深ければ深いほど、人は本心を奥にしまい込んでしまいます。特に、年齢のいかないうちの子どもの場合はなおさらで

す。

その典型的な場合が児童虐待を受けた子どもです。彼らは本当は親から愛されたいのにそれがかなわず、心の傷つき体験を繰り返し受けてきています。いつしか「愛して欲しい」という本心は奥の方にしまい込み、傷を受けてはいても平気な顔をわれわれに見せたりするのです。児童相談所に一時保護をされている子どものなかには、内心では親が怖くて仕方ないのに「家に帰りたい」と言ったりする場合もあります。施設入所を希望するといったような発言をすると、今以上に親からひどい仕打ちを受けることを予期してのもので、それが本心とは到底思えません。

しばしばトラウマを受けた人はこのように心とは相反する言動に出てしまいがちです。彼らは自分が受けた傷つき体験を誰かに聞いてもらいたくて仕方ないのですが、それを口に出してしまうと自分がさらに傷ついてしまう心配が一方にはあります。その葛藤のなかで彼らはもがき苦しむのです。私はこのようなトラウマを受けた人の気持ちを漢字一文字で表現すると、『悲』であると考えています^(注1)。この「悲」の語源は、「非」には羽が左右引き裂かれるあり様が表わされ、それが「非+心」となって、心が裂けること、胸が裂けるような切ない感じを示しています。では、そのようなトラウマを受けた人に対して、どう接するかと言うと、『哀しみ』がピッタリと当てはまります。漢字の『哀』の語源には、『衣』が包んで隠すという意味があり、『口+衣』で、思いを胸中に抑え、口を隠して悲嘆にくれる様子を示しています。つまり、傷ついた人を目の前にして、本人も傷を語れないし、こちらもその人の心情を容易には言葉にできないという両者のありようは、ある意味では悲しみを抱えている人へのもっとも基本的な向き合い方と言えるのではないのでしょうか。

こうした事実接近するためには、その作法を身につけなければなりません。わからないことを前にして、こちらがズカズカと相手の心の中に土足で踏み込むとしたら、相手はより一層傷ついてしまいます。もちろん、事実接近するためには、聞き方が上手になるという面接の技法も当然身につけてはなりません。しかし、技法よりも何より作法が重要です。池田は「わからなさを前にしたときの謙虚さということ以外に、我々の倫理性というものは発生し得ない。善悪の感覚、畏怖の感情のようなもの、我々の倫理の核はそこに、

つまりわからないということに気がつくことにあるんです」と述べています^(注2)。人の話を聴く時に、この「わからないことがわかっている」という謙虚さが重要なのであり、その「わからなさ」を抱えられることがもっとも基本的な作法であるとも言えるでしょう。

4 事実の持つ力

これまでは事実への接近のあり方について述べてきました。また、事実をしっかりつかんでいくことがどれほど重要であるかについても理解いただけたかと思います。とりわけ司法の分野では、この事実の究明を図っていくことが何より大切にされます。その一方で、事実だからこそすぐには表に現れずに身を潜め、容易には姿を見せてはくれないこともわかっておかねばなりません。

では、なぜそこまで事実を重んじるのでしょうか。それは事実には内包するエネルギーがあり、物事を変えていく力などのパワーが存在するからです。例えば、いろんなものを目の前に見せつけられても動じなかったが、事実を突きつけられると動揺を示すということは誰だってあるでしょう。あるいは事実が物事を解決する方向に向かわせることも少なくありません。だからこそ、われわれは事実を探求し接近しようとするのです。

今後はますます真の事実と偽りの事実の区別がしにくい時代に入っていきます。しかし、事実接近する作法をわきまえ、探求する姿勢を見失わなければ、きっと目の前に真の事実が現れてくるでしょう。また、事実を探求する一つとして、「子どもの権利条約（第12条）」で謳われている意見表明権が今以上に保障されていくことでしょう。2023年4月からこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか」^(注3)を実現させるためにも、子どもの声をいつも真摯な姿勢で耳を傾けていきたいものです。

注1 「人はみな傷ついている―悲しみ」と「哀しみ」の交錯 橋本和明編『臨床心理学―人はみな傷ついている―トラウマケア―115』第20巻第1号 p3-7, 2020

注2 「あたりまえなことばかり」池田晶子 紀伊国屋書店 2003

注3 「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え」るこども政策の基本方針（内閣官房 HP）

シンガポールで広く読まれる『離婚した両親への手紙』

— 争い続ける父母が子どもの心の声を聞くために —

明治学院大学社会学部社会学科 教授 野沢慎司

親の別居や離婚は、状況によって、子どもに計り知れない影響を及ぼします。いま、世界の各地で、お父さんお母さんに子どもの心情を理解してもらうための様々な工夫が行われています。今回は、シンガポール政府が作成し、受講が義務付けられている「共同養育プログラム」に組み込まれている絵本を、記者である明治学院大学野沢慎司教授に紹介していただきました。

なお、東京ファミリー相談室でも『子どもからのお願い—別居・離婚後のお父さん・お母さんへ』を使った「かるがもセミナー」を実施しています（ふぁみりお74号参照）。

『お父さんお母さんへ ぼくをいやな気持ちにさせないでください—離婚した両親への手紙』という小さな絵本をご紹介します。40ページほどの簡易製本の冊子です。シンガポール政府の社会・家族開発省（the Ministry of Social and Family Development／以下、略称のMSF）が2017年に制作・発行した英語版を私が翻訳しました。英語の原タイトルは、Dear Mom and Dad, Don't Make Me Feel Bad: A Child of Divorce Speaks Up。副題を直訳すれば、「（親の）離婚を経験した子どもが本心を語る」でしょうか。主人公の男の子が父母宛に書いた手紙が本文なので、拙訳ではその点を副題に表しました。

当時 MSF 家族支援部門の部門長代理だった友人のキャロル・ペレイラさんが、同部門で制作したばかりの冊子を送ってくださいました。一読して、この作品が伝える明確なメッセージに強く惹きつけられました。そして無謀にも、日本語版の制作を決意しました。著者のリム・ヒュイミンさんは、行政長官、判事、司法官などの立場で家族法・少年法に関わる仕事のキャリアが長く、また児童書・児童文学への造詣が深い女性とプロフィール欄に書かれています。多くのケースに深く関わってこられた方であると拝察します。加えて、タン・ウィルキーさんによるイラストは、きわめてシンプルだけれども味

わい深く、子どもの心からのメッセージをさらに印象づける効果をもたらしています。

手紙本文の英語にはリズムがあり、韻を踏んでいます。それを日本語に移し換えるのはほとんど不可能です。しかし、その雰囲気できるだけ伝えるべく訳文を練り、MSFの担当者との交渉の末、日本語版の発行が許可されました。2019年に、日本離婚・再婚家族と子ども研究学会が発行元になることが決まり、PDF版を同学会のウェブサイトで公開していただきました（注1）。

主人公は、両親の離婚を経験した小学生（おそらく低学年）の男の子です。彼は、別居・離婚した父と母の家を往復する生活をしています。おもに母の家で生活しているようですが、父親の家を定期的に訪れて、よく一緒に過ごしているようです。男の子は、母も父もどちらも好きなのに、両親が互いを憎み、自分を味方につけようとして自分の前で互いの悪口を遠慮なく吐き出す場面に直面しています。目に映る親の姿と自らの心象風景（心のつぶやき）を表現したのが本書です。面と向かって父母に言えないことを、手紙というかたちで表現したという設定ですから、話し言葉ではなく、少々かしこまった書き言葉で訳出しています。漫画の吹き出し台詞のように表現される父母の言葉遣いと対比から、主人公の少年が両親よりも「大人」に

見えます。最終的にこの手紙を父母に渡せたのかどうか分かりません。読んだとしたら父母がどう反応したのかは不明です。

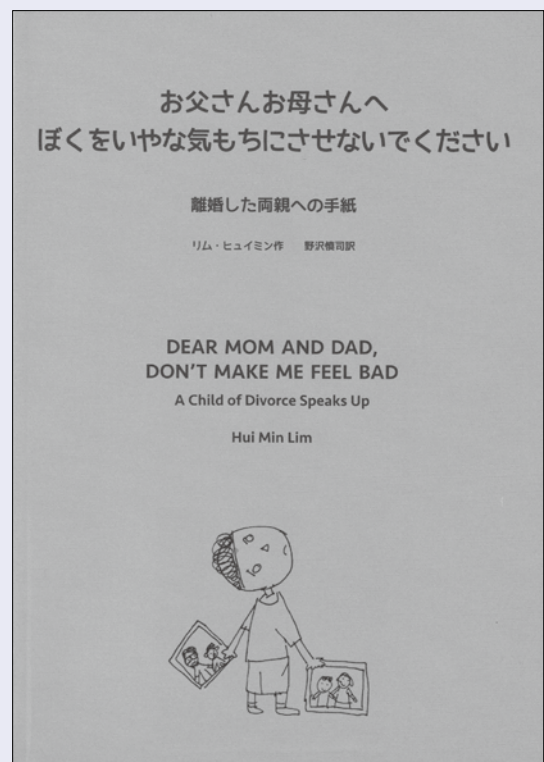
シンガポールの家族法では、離婚後も「可能であれば、共同養育が大変好ましい」という見解をとっていて、「親責任は生涯にわたるもの」であり、「良き父母になる責任は、父母の婚姻の破綻により終了するわけではない」という原則を採用しています^(注2)（日本では、両親が離婚すれば一方が必ず親権者ではなくなる点で原則がまったく異なります）。どちらの原則に立つとしても、離婚の過程で父母間の葛藤に巻き込まれやすい子どもの権利や利益をいかに保障するかという共通の課題に迫られます。

シンガポール政府がこの絵本を作ったのも、対立が激しい状況で子どもの気持ちに目を向ける余裕がないまま離婚に突き進む父母に立ち止まって考えてもらうためです。離婚全体の約9割が役所への離婚届の提出だけで成立する協議離婚である日本と異なり、シンガポール（および多くの他国）では、家庭裁判所での離婚手続きが必要です。その離婚手続きにおいて、監護権、世話と監督、子との面会交流、養育費の提供、子の教育、親としての責任などについて両親が取り決めた「養育計画」の提出が義務づけられています。また、離婚が子どもに与える影響や共同養育の重要性を学ぶための「養育プログラム」を受講しないと、そもそも離婚の申立てができない仕組みになっています^(注3)。本書は、離婚手続きをする父母などに無料配布するために作られたものです。

2023年6月に、現在はシンガポール社会科学大学の教員となったペレイラさんに久々に連絡したところ、MSFの現担当者から聞いた絵本の近況を教えてくださいました。発行時の配布機関は家庭裁判所や図書館のほか4つの家族支援機関だったのに、現在では配布する家族支援機関が12にまで拡大していました。この絵本の動画バージョン（英語、中国語、マレー語の3言語版）

も制作されてYouTubeで公開されましたが、受講が義務づけられている「共同養育プログラム」（今や名称に「共同」が付加された）の中にこの動画の視聴が組み込まれたそうです。

日本語版は、面会交流支援の現場などで活用され、好評価をいただけてきました。本家のシンガポールでも、高く評価され、当事者である多くの父母に広く読まれ、視聴されている現状を知り、大変嬉しく思いました。日本語版を未読の方は、まずはオンラインで是非ご覧ください。



注1 学会のウェブページ (<https://jarcds.org/hon/>) でPDF版の本書が読める。スマートフォンで右のQRコードからどこでも簡単にアクセス可能。そのページに冊子版の入手方法も書かれている。また、英語、中国語、マレー語の3言語による動画版へのリンクも貼られている。



注2 チャン・ウィンチョン（清末愛砂訳、伊藤弘子監修）、2021、「シンガポール法（11）」『戸籍時報』819: 18-21。

注3 チャン・ウィンチョン（清末愛砂訳、伊藤弘子監修）、2021、「シンガポール法（9）」『戸籍時報』815: 2-5。

米国における離婚ODRの発展

— 当事者の負担を軽減するためのウェブサービスの実例と日本への示唆 —

立教大学法学部 特任准教授 渡邊真由

近年、家庭裁判所においてもウェブ会議による調停が急速に伸びており、また、オンライン申立てや記録の原則電子化など裁判のIT化が進められています（「ウェブ会議とこれからの調停運営について」今井弘晃・ケース研究347 2023.5.6）。FPICも当事者支援機関として、少しずつではありますがオンラインを活用したADRや面会交流に向けた動きを始めており、今後、AI等の技術を応用した当事者支援の世界が確実に広がっていくものと思われます。今回は、立教大学の渡邊真由准教授に、米国で既に実践されている様々な当事者支援システムを紹介していただきました。

1 はじめに

コロナ禍を経てODR（オンライン紛争解決）の社会実装が国内外で進展しています。ODRというとADRのオンライン版をイメージされる方が多いかもしれませんが、それだけではありません。ODRは、コミュニケーションを促進し、意思決定を支援することによって紛争を予防、管理、解決するための技術活用の実践であり、紛争解決制度を必要とする人のニーズをみつめることで、様々なウェブサービスの可能性がみえてきます。本稿では、アメリカで実際に使われているODRを含む離婚テック¹関連のサービスを紹介し、日本での展望について考えたいと思います（注¹）。

2 離婚テックの種類

離婚の前後で当事者が利用できるウェブサービスをみると、主に①離婚に際し必要となる手続きや話し合いの支援をするサービス、②別居または離婚後の養育等管理を助けるツールがあります。また、メディエーター等の家事紛争を扱う専門家が利用できるサービスとして、③養育費等の金銭的な算定や意思決定の支援をするツール、④ドメスティックバイオレンス（DV）等の該当性などを評価するツールなどがあります。

他には、離婚問題に特化したものではありませんが、ODRプラットフォーム²への入口として、当事者が抱える問題の診断をしたり、関連する法的情報を提供するツールもあり、法的サービスへのアクセスをひらくものとして実装されています（注²）。

(1) 当事者支援を目的としたサービス

①に属するサービスは、これまで対面で行っていた離婚手続をオンラインでできるようにするもので、裁判手続やADRをオンライン化する性質を持ちます（注³）。専用のプラットフォームにログインすると、例えば、離婚に際し話し合わなければならない論点が示され（親権や養育費、面会交流等）当事者双方はそれぞれの意見を記録することができます。話し合いは当事者間の交渉で進むこともあれば、それが難しい場合にはオンライン調停を行います。チャットやビデオ会議システ

ムを使うことが一般的ですが、チャットであれば返事のタイミングも自由なので、期日を指定するよりも話し合いを進めやすいのが特徴です。紛争性があまり高くない場合など、数日から1週間程度で離婚が成立することもあるようです。

②は、紛争解決そのものではなく、別居や離婚をした後に、子どもを共同して養育する際に使うことのできるサービスです（注⁴）。これらのツールは、紛争「解決」をしているわけではありませんが、当事者間のコミュニケーションを支援することで、離婚後に生じやすい紛争を「予防」する役割を果たしています。事後的に紛争が生じた際など、アプリ内で共有された情報を証拠として提出することを認めている裁判所もあり、デザイン次第で、その他の紛争解決プロセスと連携させることもできます。

また、これらのサービスは、モバイル端末で利用することを前提に作られているので使いやすいのが特徴です。主な機能は、記録を残す形でチャットによる会話ができる機能であったり、面会交流や子どもの送迎に関するスケジュール管理、他には、アプリ内の決済機能を使えば、学費や習い事、生活費等の予算を管理しながら双方で費用分担することも可能です。お金の問題は話しにくいトピックの一つですが、このようなツールを使えば対話のストレスを軽減させることにもつながります。このように、利用者のニーズをとらえた機能を提供し、元夫婦間における子どもの養育に関する各種調整を容易にしているのです。

(2) 専門家支援を目的としたサービス

③の意思決定の支援をするツールは、アメリカ等では民事刑事両方で導入が進んでおり、例えば、カリフォルニア州では、メディエーターの多くがDissomasterというプログラムを利用し、養育費や婚姻費用等の算出の参考にしています（注⁵）。

これらの意思決定を支援するツールは技術への依存度が著しい一方現状ではその精度や利用方法にする倫理が問題になることもあり、さらなる議論が必要です。

しかし、そのような議論を待たずに技術開発は進展していきます。今後、紛争解決分野においてもAI等の最新技術の利用が広がれば、例えば、AIが生成する情報の精度も上がり、利用にかかる費用も安くなっていくことでしょう。よくわからないものだと拒絶してしまうのではなく、技術の利点を理解しながら、使い方を模索することが重要です。

④の当事者の状況を評価するツールとして、例えば、MASIC (The Mediator's Assessment of Safety Issues and Concerns) があります。夫婦・パートナー間のDV等の有無をスクリーニングするための評価基準で、メディエーションでの解決に適した事案か否かを判断するために開発されたものです^(注6)。そして、このMASICがMASIC-Sという短縮版となってオンラインで利用できるようになり、当事者間の関係性の評価がより容易になりました。

スクリーニングの際、当事者は画面に表示される質問に対し、「はい」、「いいえ」、「わからない」で回答する形式が基本ですが、追加で詳細を記載したい場合には文章を入力することも可能です。質問の例としては、「夫（または妻）以外の人との外出を禁止しますか」、「あなたを怖がらせるために危険な運転をしますか」といったものから、より深刻な問題に関する質問まで（精神疾患、依存症、犯罪歴等）、約30問が設定されています。

このツールはDVの被害の有無につき、正式な判定をするものではありませんが、メディエーションの当事者にこのスクリーニングを受けてもらうことで、当事者の置かれた状況を一定程度把握することができます。その上で必要に応じて問題解決に適した別の機関へとつなぐことができるのです。

3 日本への示唆

本稿を執筆中の2023年8月末、法務省が「家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台」を公表し、大きな話題となっています。主に共同親権の是非と養育費等の徴収に対する関心が高く、メディアやSNS等でも様々な意見が示されていますが、ODRの仕組みで何かできることはあるのでしょうか。

まずは、裁判所の負担軽減です。令和4年に家庭裁判所に提起された人事訴訟事件のうち離婚事件の新受事件数は約8000件、家事調停事件のうち婚姻中の夫婦間及び子の監護に関する事件数で約7万件であったのに対し^(注7)、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数だけでも、ここ数年12万件程度で推移しています^(注8)。協議離婚が全体の約9割を占めている日本で、今後共同親権に移行した際、裁判所に持ち込まれる件数が増えて、裁判所の負担が増える可能性が示唆されます。

この点、前項④で紹介をした、DVのスクリーニングを裁判所の手続きに組み込み、一次的な評価を行うという方法が考えられます。それにより、ハイリスクの事案を優先的に対応するなど、柔軟な制度設計及び運用ができるかもしれません。他には、親権について対立のある事案を全国各地にあるADRセンター等で一次

的に受け付けてオンライン評価を行い、紛争性がさほど高くない事案はADR、複雑な事案は裁判所へつなぐなどの連携策をとるという案も考えられます。

次に、共同親権後の当事者間のトラブル対応です。③で紹介をしたアプリに類似する機能を持つウェブサービスを公的機関が運営して提供すれば、養育費だけでなく、面会交流の設定などその他の問題への対応策にもなるでしょう。利用者のニーズ調査を行い、それを継続的にデザインに反映させれば、数年のうちに利便性の高いサービスへと発展させることができるはずです。

協議離婚が多数を占める日本では、これまで公的機関があまり関与することなく離婚が成立していました。強制的にでなくても、離婚時にODRプラットフォームを介した手続きを推奨することで、これまで協議離婚後に生じやすかったトラブルを一定程度予防及び解決することができるでしょう^(注9)、その他の関連機関と連携体制を作れば、紛争が発生する前から紛争発生後の解決まで、シームレスなサービスを構築することもできるはずです。

4 おわりに

柔軟な発想で新たな紛争解決の仕組みを再検討すれば、当事者が抱える様々な不安に応えるソリューションを作ることができるものと考えます。それには、当事者のニーズの理解に加えて、様々な技術やサービスの事例を把握することが不可欠です。家族法制の見直しが検討されている今、これまでの役割分担にとらわれすぎることなく「利用者を中心とした制度のデザイン」をすることが、今まで以上に求められているのではないのでしょうか。

1 ODR で扱われる紛争類型の一つに離婚紛争がありますが、アメリカでは実際の離婚手続のデジタル化だけでなく、その前後に利用可能なウェブサービスが多種多様に展開されています。その範囲は「離婚 ODR」より広く、ODR と連携せずに部分的に利用されることもあるため、本稿では離婚手続や離婚の当事者がオンラインで利用可能なウェブサービス全般を「離婚テック (テクノロジー)」と呼んでいます。

2 これまで対面でのやりとりや紙媒体の書面を主に利用してきた ODR に対し、ODR では事前に紛争類型等を特定してシステム開発を行い、サービス提供を行う場所 (プラットフォーム) をオンライン上に用意するのが特徴です。その情報提供や手続等を行う場を ODR プラットフォームと呼びます。ODR に限らず、オンラインプラットフォームは様々なサービスで利用されています。オンラインプラットフォームとは何かという点については次のリンクをご参照ください (<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/n1300000.pdf>)。

注 1 本稿を執筆するにあたり ODR の世界的なパイオニアである ODR.com の CEO コリン・ルール氏にインタビューを行いました。ここに記して感謝申し上げます。

注 2 カナダの Civil Resolution Tribunal の運営する Solution Explorer 等

注 3 例えば、アメリカでは離婚裁判の費用が高額になるため、これらのサービスを行う民間企業が多数設立されています。例えば、it's over easy、hello divorce、BlissDivorce 等

注 4 例えば、OurFamilyWizard、CoParenter 等

注 5 <https://childsupportca.com/child-support-top-eleven-tips-report/>

注 6 インディアナ大学の Amy Applegate 教授らがこれに関する研究を行っています。(DOI:10.1177/1073191114528372 等)。

注 7 <https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/671/012671.pdf>

注 8 https://www.gender.go.jp/research/weekly_data/10.html

注 9 アメリカの州裁判所における技術を活用した紛争予防の状況については、渡邊真由 海外における ODR の紹介ーアメリカの州裁判所における ODR の発展ー」 ケース研究 345 号 (2022) 参照

宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。



移動採血車

全国各地で運行している
献血バスを寄贈



ベンチ

全国の公園緑地等に
ベンチを設置



フラワープランター

観光地の環境美化活動の
推進を目的として寄贈



宝くじ桜

日本全国に
さくら若木を寄贈



車いす

博物館利用者のために
車いす等を寄贈



一輪車

体力づくり実践校等に
一輪車を寄贈



バス停留所施設

バス停上屋と
風防施設を設置



すこやか広場

こどもの国(神奈川県)に
健康器具や遊具を設置



検診車

胃部・胸部X線撮影車
として寄贈

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、
教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人
日本宝くじ協会

<https://jla-takarakuji.or.jp/>